

## 就学前教育プロバイダー向けガイダンス

### 最近の更新:

**12/8/20:** 1件または2件のCOVID-19症例が発生した場合の公衆衛生局への報告方法と報告時期を明確化するために更新されました。就学前教育施設は、病気になる前14日以内の任意の時点で施設内にいた従業員及び子供の間で確認されたすべてのCOVID-19感染症を公衆衛生局に通知する必要があります。1件ないし2件の確認された症例の報告は、[ACDC-Education@ph.lacounty.gov](mailto:ACDC-Education@ph.lacounty.gov)に電子メールで行う必要がありますが、3件以上の確認された症例の報告は電子メールまたは電話で行うことができます。

**12/3/20:** COVID-19の蔓延を防ぐために必要かつ推奨される対策の実施を容易にするために、チェックリストとして文書が再構成されました。「濃厚接触」の定義を現在のものに更新しました。また、休憩や食事中のフェイスカバーの着用とスタッフ間の物理的距離に関連する要件を強化するために更新されました。

本ガイダンスは、2020年11月30日から2020年12月20日まで有効な2020年11月28日に衛生担当官によって発令された一時的対象を標的とした安全維持のための在宅命令と一致する現在の要件が反映されています。更新内容及びこの期間限定要素は、文書内で黄色で強調表示されています。

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、COVID-19集団発生中に特定の施設が対面式での運営を行うことができるよう、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。以下の要件は、就学前教育(ECE)を含むプログラムに特化したものです。これらの施設は、州の公衆衛生担当官命令によってその再開が許可されています。州知事によってこれらの特定の施設に課せられた条件に加えて、これらのタイプの企業は、本チェックリストに記載されている条件にも準拠する必要があります。就学前教育プログラムとして認可を受けている施設は、[ECE プログラム](#)に関するロサンゼルス郡の公衆衛生局ガイダンスにも準拠する必要があります。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、<http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> にアクセスして、本文書の更新についてご確認ください。

### 本チェックリストの内容

- (1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべてのプログラムは、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されていない理由を説明する必要があります。

プログラム名：

施設住所：

**A. 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）**

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程を再編成している。顧客や他の従業員との接触を最小限にする職務を希望する従業員及びボランティアスタッフの職務の変更を検討する（例えば、勤務を通じて管理業務を行うなど）。
- 物理的距離を最大化するために、代替、時間差、またはシフト制のスケジュールを設定している。
- すべての従業員（有給スタッフ、ボランティアを含む。以下「従業員」）は、病気の場合、またはCOVID-19感染者に曝露した場合、出勤しないように指示されている。従業員は、仕事以外での集会を制限し、旅行を控える現在の衛生担当官命令の規定と、州外への旅行後には2週間の検疫を行う州の要件について通知を受けている（リンクを追加）。従業員は、該当する場合、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局のガイダンスに従わなければならないことを理解する。病気で自宅待機することによって従業員が罰せられることがないように、職場休暇方針を見直し、修正している。
- 一名以上の従業員がCOVID-19に対して陽性反応が出た場合、雇用主は、感染者の自宅隔離を促し、職場で曝露した全従業員の即時自己検疫を促す計画または手順を準備している。教室または現場のグループ内でCOVID-19感染者への曝露があった場合、曝露が発生した期間中に教室またはグループ内にいたすべての人は検疫するように指示されている。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員がCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。職場でのCOVID-19への対応に関する公衆衛生局のガイダンスを参照している。
- 従業員が職場に入る前に症状の確認を行っている。施設は、登校前または在校中の症状確認で陽性と判断された人について公衆衛生局の決定経路に関する指導に従う。症状確認には、決定経路に記載されているCOVID-19感染症と一致する症状、及び従業員がCOVID-19に感染していることが判明している人と過去14日間に接触したかどうかに関する確認を含める必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。施設は、症例の通知を受けてから1営業日以内に、COVID-19教育セクター向け症例及び接触者ラインリストを用いて、施設内に於ける従業員及び児童すべてのCOVID-19への曝露を公衆衛生局に報告しなければならない。14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこの発生を公衆衛生局にACDC-Education@ph.lacounty.govへメールで、もしくはat (888) 397-3993 または (213) 240-7821に電話で報告する。
- 2020年11月28日に発令されたCOVID-19：Tier 1 大幅な感染拡大への応答対策に関する衛生担当官命令に準拠して、すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスカバーを着用しなければならない。2020年11月30日の12:01AM (PST) から2020年12月20日の11時59分PM (PST) までの本命令の有効期間中、「立った時の背の高さよりも高いしっかりした仕切りのあるキュービクルに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効となる。

- 聴覚障害または難聴の児童、読むことや新しい言語を学んでいる、またはその他の理由で適切な母音を発声するために口の適切な形状を確認する必要がある子供と働くスタッフは、透明なマスクまたは透明なプラスチックパネルで覆われたフェイスカバーを着用する。フェイスカバーの使用法については、[フェイスカバーのガイダンス](#)を参照してください。
- マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。
  - 従業員が食事や休憩に使用する場所では、従業員間の距離を最大化している。安全な食事時間に関連する要件については、以下の「食事」の項を参照のこと。
- スタッフと保護者は、以下の子供に対するフェイスカバーの適切な使用法について指導されている。
  - 生後24か月までの子供には、フェイスカバーを着用させない。
  - 24か月から8歳までの子供は、呼吸が妨げられたり、窒息することなく安全に呼吸しているかどうか大人が十分に注意を払ってフェイスカバーを着用させる。
  - 呼吸に問題のある子供には、布製フェイスカバーを着用させない。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆うフェイスカバーを無料で提供している。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない。
- 従業員には、フェイスカバーを毎日洗濯または交換するよう指示する。
- 食品の提供、ゴミの処理、または洗剤や消毒剤の使用などの作業をする従業員に手袋を提供する。
- 従業員は、可能な場合は常に訪問者及び施設のすべての場所で互いに少なくとも6フィートの距離を維持するように指示されている。従業員は、子供をサポートするため、またはその他の必要に応じて、一時的に近づくことができる。
- 及びその他の共用エリアは以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。
  - トイレ \_\_\_\_\_
  - その他 \_\_\_\_\_
- 従業員は消毒剤及び関連用品を以下の場所で利用できる。  
\_\_\_\_\_
- すべての従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。  
\_\_\_\_\_
- 従業員に頻繁に手洗いをを行うよう促している。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 可能な限り各従業員に各自の用具を割り当てて、電話、タブレット、無線機、その他の備品、またはオフィス機器をできる限り共有しないように指示している。また、個人用防護具(PPE)を共有しないようも指示されている。
- アイテムを共有する必要がある場合は、シフト毎または使用する毎（いずれかより頻繁に行える方）にそのアイテムの表面に適したクリーナーで消毒する。これには、コピー機、ファックス機、プリンター、電話、キーボード、ホッチキス、ホッチキス針抜き、レターオープナーなどの共有オフィス機器、レセプションエリアの表面、共有ワークステーション、オーディオ及びビデオ機器、トランシーバーなどが含まれる。

- 従業員が勤務中に清掃作業を実施するための時間を割り当てている。清掃の割り当ては従業員の職務の一端として、勤務時間内としている。必要に応じて営業時間を変更し、ワークスペースを定期的かつ完全に掃除できるようにする。必要に応じて、増加する清掃需要を補うために外部の清掃会社を利用する。
- スタッフの欠勤を監視し、可能であれば、訓練を受けた予備スタッフの名簿を用意する。
- 本チェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフ及びその他の会社にも適用される。
- オプション - その他の対策の説明

## B. 物理的距離を確保するための対策

### 登校と下校

- 施設内の人数は、物理的距離を維持するために適切な人数に制限されている。
- プログラムで搬送車両（バスなど）を使用している場合、運転手は他のスタッフに指導されているすべての安全対策と手順（手指衛生、布製フェイスマスクの着用、物理的距離の確保など）を実践する。
  - 搬送車両内での物理的距離は、バス/車両の座席ごとに1人の子供が着席する、または交互の座席の列を使用するなどの手段によって確保する。
  - 天候と安全の許す範囲で、換気を促進するために、搬送車両の窓は開放しておく。
- 生後24か月以上のすべての子供とすべての訪問者は、登校及び下校時に布製フェイスマスクを着用する。
- 一日の始めと終わりの、スタッフ、子供、及び家族の間の接触が最小限に抑えられている。
- 可能な場合は、施設の入口で児童の引き渡し方法を用意して、建物に入る必要のある保護者または訪問者の数を制限する。
- 家族のスケジュールに不当な問題を引き起こすことなく、登校とドロップオフの時間と場所を可能な限りずらしている。
- 可能な限り多くの入口を使用して、入口と出口のルートを指定する。
  - 到着する家族と立ち去る家族の間の直接の接触を制限するために、実行可能な他の措置を取っている。
- 床や歩道へのテープの貼付や壁の標識の掲示など、物理的な目印を使用してスタッフと子供が列を作っているときや、その他の時間に少なくとも6フィートの距離を確保するようにする（例えば、廊下の「一方通行」や子供の引き渡しの際に作る列の目印など）。

### 教室のスペース

- 屋内外での児童ケアは、子供どうしの間、及び子供とスタッフの間の物理的距離を維持するために、12人以下の安定したグループで行う（「安定した」とは、同じグループに毎日同じ12人以下の子供がいることを意味する）
  - 可能であれば、同一世帯の子供（兄弟姉妹）を一緒にグループにする。
  - 曝露の可能性があるために子供が施設から出て検疫及び/または検査を受ける必要がある場合、同一世帯の兄弟姉妹/他の子供も施設から出て検疫及び/または検査を受ける。
- 子供を1つのグループから別のグループに移動しない
- 施設で複数のグループの子供の世話をしている場合、各グループはそれぞれ別の部屋を利用する。
  - 教室、屋外スペース、または施設内の共有スペースでグループを混ぜない。



- 同じ就学前教育者が、1つのグループの子供のみを担当する。
- 施設内に大きな教室がある場合、これらの部屋を小さなエリアに分割して、それぞれ最大12人の子供にサービスを提供する。部屋を分割する場合は、次の予防措置を講じる必要がある。
  - 仕切りの配置には、火災、安全、及び環境に関する規制を考慮する。
  - 部屋の仕切りは床から天井まで届くものを使用し、定期的に消毒できる非多孔質の素材でできている必要がある。
  - 部屋の仕切りは、健康的な温度制御と汚染物質の除去を可能にするために、換気と空気の流れを最大化する方法で配置する必要がある。
  - 部屋の仕切りは、滑り、つまずき、転倒のリスクを最小限に抑える方法で床に固定する。
  - 分割した後の各エリアは物理的距離（子供間の距離6フィート）のために十分なスペースがなければならない。
  - 分割された教室は、子供のグループが最大12人の子供いる他のグループの間を通過することなく出入りできるように設計する必要がある。教室に2つのドアがある場合、教室に出入りするためにのみ使用する専用のドアを各グループに用意することが推奨される。
  - 出口へのルート（出口の手段）は、分割された部屋の両側にいる子供たちが利用できる必要がある。各エリアには、エリア内の任意の場所から安全な場所への連続した障害物のない通路が必要である。出口への経路を示す標識を仕切りの上またはその付近に掲示し、緊急時の安全を確保するために、避難訓練でこれらの経路の使用を実践する。
- 活動ステーション、テーブル、椅子の間に6フィートの間隔を取るために、必要に応じて教室内の再配置を行う。
- サークルタイムや子供同士を近づけるその他の活動は排除する。
- おもちゃや教材の共有を防止する。
  - 各児童は、各自の教材をバックパックまたは大きなサイズのジップロックバッグに入れる。
  - 各児童に、各自の教材、衣類、及びその他の所持品用に特定の入れ物またはその他の容器を割り当てる。
- 昼寝時には、ベビーベッドを少なくとも6フィート離して、頭と足の方向が交互になるように配置する。
  - 6フィートが不可能な場合は、ベビーベッドをできるだけ離し、頭と足の方向が交互になるように配置する
- 物理的距離の実践をモデル化かつ強化した教室内活動を開発する。
  - 子供が人と人との間に必要な6フィートの距離を視覚化するのに役立つ教材を使用する。6フィートの距離の確保、フェイスカバーの着用などを認識させるために演技ゲームを取り入れる。
- 2つのグループが同時に同じ場所にいることがないように、休憩と屋外活動の時間をずらしている。
- 屋外スペースは、教室を拡張し、活動のためのより多くのスペースを作るために、グループを混ぜることなく可能な限り使用する。
- 塗り絵、描画、パズル、ビルディングブロックの使用など、子供たちが一人でやりたいと思う個別活動に重点を当てる。
  - 身体的接触を伴わないグループ活動（拍手ゲーム、ストーリーテリング）が、社会性を身に着けるために使用される。

### 教室以外のスペース

- 屋内外での児童ケア活動は、子供どうしの間、及び子供とスタッフの間の物理的距離を維持するために、

12人以下の安定したグループで行う（「安定した」とは、同じグループに毎日同じ12人以下の子供がいることを意味する）

- すべての訪問者と児童は、施設内またはその敷地内で、昼寝、飲食、または他者との接触の機会がない単独の身体運動（自分でジョギングするなど）を行う場合を除き、布製フェイスカバーを着用する必要がある。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている個人はこの要件から免除される。従業員と訪問者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参していない訪問者が利用できるものを用意する。
- 座席、机、寝具のあるエリアで、個人間のエリアのスペースを最大化するための措置が講じられている。
  - スタッフが食事や休憩に使用するスペースでは、大人の間でスペースが最大化されている。これは以下に記載されているとおりです。
- 個人とグループの間の分離を維持するために、活動内容を計画し、家具を配置している。
- スタッフは、床の目印や看板、歌やゲームなどの補助具を使用した屋内と屋外の両方のスペースでの他者との間隔の最大化、濃厚接触する子供たちが理解しやすくリスクを最小限に抑えることを指導する児童が理解しやすく、発達度合いに応じた指導要綱を作成している。
- 必須ではない訪問者、ボランティア、及び複数のグループが同時に関与する活動には制限を設けている。
- 可能であれば、共同活動は制限する。実行不可能な場合は、スペースの使用時間をずらして、利用者は少なくとも6フィート離れて配置し、グループは可能な限り小さくして一貫性を保つ。共通に使用される場所は、使用の合間に消毒する。
- 必要に応じて代替スペースを使用して、常に物理的距離を確保するようにする。例えば、屋外スペース、食事場所、その他のスペースを使用して、子供たちが物理的距離を確保しつつ活発に活動できるようにする。
- 人の集まるような行為は可能な限り最小限に抑える。例えば、保護者と児童の混雑を避けるために、登下校の時間を調整する。
- 児童が関わる活動はできるだけ屋外で行う（すべての体育、歌唱、詠唱は屋外でのみ行う）。

## 食事

- 保護者には、可能な限り自分の子供に食事を持参させることが推奨される。
- 子供の食事中に、物理的距離の確保が実践されている。
- 各グループが他のグループとは別に食事をとることができるように調整する。単一の共同の食事場所またはカフェテリアの共有は避ける。食物アレルギーのある児童の安全を確保する。
- スタッフの食事と休憩は、複数の世帯の個人の集まりを禁止する衛生局の命令に従って、個人がフェイスカバーを取り除いて食事をする間、最大限の距離をとることができるようにする。
  - 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより占有率が低下し、従業員間のスペースが最大化されている。
    - 休憩に使用する部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
    - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
    - テーブルを6フィート離して配置して、座席間の距離6フィートを確保するようにする。収容人数を減らすために座席を取り除くか座席にテープを貼る、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡

散をさらに防ぐために推奨されるが、収容人数の削減、物理的(社会的)距離の確保の代替とはみなされない。

- ❑ 使い捨てのフードサービスアイテム(調理器具や皿など)を使用している。使い捨てのアイテムの使用が可能でない場合、すべての使い捨てではないフードサービスアイテムは手袋を着用して取り扱い、食器用洗剤とお湯または食器洗い機で洗浄する。手袋を取り外した後、または使用済みのフードサービスアイテムを直接扱った後は、手を洗う。
- ❑ イベントで食事が提供する場合、ビュッフェや家族方式の食事の代わりに、事前に包装した箱またはバッグを各参加者に提供する。飲食物や食器の共有は避ける。

### C. 感染防止対策

- ❑ すべてのスタッフと家族は、強化された衛生の実践、物理的距離のガイドラインとその重要性、布製フェイスカバーの適切な使用及び取り外しと洗浄、スクリーニングの実施、及びCOVID-19特有の除外基準を認識している。
  - スタッフは食事時間や休憩時間を共にすることによるリスクに関して標識を通じて具体的に通知されている。スタッフは、職場の安全を維持するために、職場以外で現在の規制を遵守することの重要性を通知されている。
- ❑ COVID-19への懸念に対応する責任を持つ担当者を定める。すべての保育スタッフと家族は、この担当者及び担当者への連絡方法を知っている。この担当者は、スタッフと家族に迅速かつ責任ある方法で通知することができるように、曝露の可能性に関する文書化と追跡を取りまとめることができるように訓練を受けている。この担当者はまた、施設内でのすべてのCOVID-19症例について地元の保健当局に通知する責任がある。
- ❑ 健康的な衛生行動をサポートするために、現場での適切な備品の利用が可能である。
  - これらの備品には、石鹼、ティッシュ、非接触式のゴミ箱、及びスタッフと児童が安全に使用できるエチルアルコール濃度70%以上の手指消毒剤が含まれる。
- ❑ 児童に、以下の保護対策を教えている。
  - 食事の前後、咳やくしゃみの後、屋外に出た後及びトイレの使用後定期的に手を洗う。
  - 目、鼻、口に触れないようにする。
  - 咳やくしゃみを覆う。
  - ティッシュを使用して鼻を拭き、ティッシュまたは肘の内側で咳/くしゃみを覆う。
- ❑ スタッフと子供が時間差をつけて定期的に手洗いをを行う日課が確立されている。
- ❑ 子供とスタッフに、石鹼で20秒間手をよく洗ってこすり、ペーパータオル(または使い捨ての布タオル)を使用して手を完全に乾かすように指示している。
- ❑ スタッフの手洗いの模範と実践。例えば、トイレの時間は年少の児童の衛生習慣を強化し、適切な手洗いを監視する機会として使用される。
- ❑ 子供とスタッフは、手洗いが実行できない場合は手指消毒剤を使用する。消毒剤は完全に乾くまで手でこする。注: 特に手が目に見えて汚れている場合は、頻繁な手洗いが手指消毒剤の使用よりも効果的である。
  - 9歳未満の児童は、大人の監督下で手指消毒剤を使用する必要がある。誤飲した場合は毒物管理センター1-800-222-1222に電話する。手指消毒剤はエチルアルコールベースのものが好ましく、子供が監視なしで使用する可能性がある場合はこれを使用する。イソプロピルを成分とする手指消毒剤はより毒性が高く、皮膚から吸収される可能性がある。メタノールを含む製品は使用しない。



- トイレへの移動と混雑を最小限に抑えるために、可能な範囲でポータブル手洗いステーションを現場全体に提供している。
- 水飲み場は閉鎖する。代わりに、再利用可能な個人用のウォーターボトルの使用が推奨される。
- ドアノブ、電灯のスイッチ、蛇口、トイレの表面、テーブル、及び搬送車両の表面など、頻繁に触れる物の表面は、少なくとも毎日、可能であれば1日を通してより頻繁に清掃する。
- 身体活動のために使用する共有遊具は、表面への接触が少なくてすむ物に制限する。共用施設を使用する場合は、別の人を使用する前に清掃と消毒を行う。
- おもちゃ、ゲーム、画材などの物や用具の共有。さもないければ、使用する毎に清掃及び消毒する。
- 共用のおもちゃや教材の使用は避ける。
  - 清掃や消毒が簡単な複数のおもちゃや教材を1日中使用する。
  - または、各児童は、自分で使用するためのおもちゃを入れる個別にラベルが付けられた入れ物を使用している。
  - 清掃が難しいおもちゃ（ぬいぐるみなど）は、教室から排除するか、個々の子供だけが使用できるように注意深く監視する。
- 洗浄製品を選択する際には、環境保護庁（EPA）が承認したリスト「N」に挙げられているCOVID-19に対する使用が承認されているものを選択し、製品の指示に従って使用する。これらの製品には、喘息のある人にとってより安全な成分が含まれている。
- 新型コロナウイルス病原体に対して有効性を示すラベルの付けられた消毒剤を選択し、適切な希釈率と接触時間について使用方法に従う。従業員は、化学物質の危険性、製造元の指示事項、及び安全な使用のためのCal / OSHAの要件（[CAL OSHA 消毒剤の安全使用](#)）に関するトレーニングを受けている。
- 施設の清掃及び消毒を担当する用務員またはスタッフは、製品の使用に必要な手袋、眼と呼吸の保護およびその他の適切な保護具を含む適切な個人用保護具を装備している。すべてのクリーニング製品は子供の手の届かない、立ち入りが制限された場所に保管されている。
- 施設の全体クリーニングは、生徒が学校にいない時間帯で、学校が始まる前に室内の空気を排気するために十分な時間があるときに行う。エアコンを使用している場合は、新鮮な空気を取り込む設定を使用する。
- エアフィルターとろ過システムは定期的に点検し、必要に応じてフィルターを交換して、最適な空気品質を確保する。
- 窓を開けることで安全性や健康状態に支障をきたす場合は、HVACシステムの中央空気ろ過を最大化するなどの代替策を講じて空気の流れを改善する（目標フィルター定格MERV 13以上）。
- 長期間にわたる施設の閉鎖後、すべての給水システムや施設（水飲み場、噴水など）が安全に使用できるように、レジオネラ症のような感染症のリスクを最小限に抑えるための対策が講じられている。

### 子供の症状確認

- 従業員の到着時の症状確認に加えて、すべての子供に対して施設に到着した際に症状確認を行う。
  - 症状の確認には、到着時のすべての子供たちの視覚的な健康チェックを含める。これには、非接触式温度計を使用して、一日の初めに子供の体温を測定することが含まれる。非接触式温度計が利用できない場合、報告を受けた体温が許容される。
  - 施設は、教育機関内に入る前または教育機関にいる間に症状が陽性であると判断された人向けの[決定経路](#)に関する公衆衛生局のガイダンスに従う。過去24時間以内の症状と、家族の中にCOVID-19検査で陽性判定を受けたか人がいないかどうかについてすべての個人に質問する。来訪者が施設に入る前に症状の確認を行う。症状確認には[決定経路](#)に記載されているCOVID-19感染症に一致する症状に関する確認を含める必要がある。これらの確認は直接行うか、オンラインチェックインシステム



ム、またはこれらの症状のある来訪者は施設内に入場してはならないことを通告する**看板**を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。

- ❑ COVID-19感染の可能性の症状を示している子供、保護者、世話人、またはスタッフは、現場から排除する。スタッフと子供は、病気の兆候がないか一日を通して監視されている。COVID-19感染症と一致する症状のある子供やスタッフは、自宅もしくは必要に応じて自宅ではなく、適切な医療施設に搬送する。
- ❑ スタッフ、子供、及び家族は、自宅待機をすべき時期、児童ケア施設に復帰することのできる時期について教育を受けている。病気であったり、最近COVID-19感染者と濃厚接触したスタッフ及び児童は、積極的に自宅待機を行うことが推奨される。
- ❑ **スタッフと家族は、集団発生リスク、及び職場以外の場所、同一世帯以外での集会を避けることを含む、安全対策の実践を維持することの重要性について教育されている。児童は、リスク及びリスクを回避するためのベストプラクティスについて年齢に応じた教育を受けている。**

### スタッフまたは子供が病気になった場合

- ❑ COVID-19の症状を示す人を直ちに隔離できるように、隔離室または隔離エリアを特定している。
- ❑ マスクの着用・取り外しに問題がない場合、またはマスクを着用して呼吸に問題がない場合に、生後**24か月**以上の子供に布製フェイスカバーまたは医療用マスクを着用させる。
- ❑ 症状のある子供やスタッフは、自宅や医療施設に搬送できるようになるまで、可能な限り隔離用の部屋で介護する。
- ❑ 病人を自宅や医療施設に安全に搬送するための手順が適切に確立されている。胸部の持続的な痛みや圧迫感、錯乱、もしくは唇や顔の血色が悪化している場合は、直ちに9-1-1に電話する。
- ❑ 現場では、大人または子供が病気の兆候を示した場合に迅速に通知できるように、子供及びスタッフごとに少なくとも1つ、できれば複数の緊急連絡先の番号を把握している。
- ❑ 病気のスタッフ及び病気の子供の保護者に、病気の人が教育機関に於ける症状のある人向けの**決定経路**に概説されている施設に復帰するための基準を満たすまで、現場に戻らないように指導している。
- ❑ 病気の人と濃厚接触したスタッフ、子供、または保護者は、教育機関内で感染の可能性のある子供に接触した場合の**決定経路**に概説されている施設に復帰するための基準を満たすまで、自宅待機するように指示されている。
- ❑ スタッフまたは児童がCOVID-19検査で陽性であると通知された場合、施設は感染者に自宅で隔離するように指示し、感染者に曝露したすべての人には検疫を指示する。この時点で、曝露が教室またはグループで発生した場合、感染力のある期間中に教室またはグループにいたすべてのスタッフと子供が曝露されたと見なされる。詳細については、隔離 ([ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation)) 及び検疫 ([ph.lacounty.gov/covidquarantine](https://ph.lacounty.gov/covidquarantine)) に関する公衆衛生局のガイダンスを参照のこと。
- ❑ **施設は、病気を発症する前の14日間以内に現場にいた従業員と子供の間で確認されたすべてのCOVID-19感染症について公衆衛生局に通知する。病気の始まった日は、感染者のCOVID-19検査日または症状発症日のいずれか早い方とする。1件または2件の確認された症例は、**教育セクター向けCOVID-19症例と接触者ラインリスト**に記入し、症例の通知から1営業日以内にACDC-Education@ph.lacounty.govに電子メールで報告する。**
- ❑ **14日以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのグループを公衆衛生局にACDC-Education@ph.lacounty.govへ電子メール、もしくは(888) 397-3993または(213) 240-7821に電話して報告する。**
- ❑ 病気の人が使用した場所は閉鎖し、清掃と消毒を終えるまでは使用しない。清掃または消毒する前に24時

間を置く。24時間待つことができない場合は、できるだけ長く時間を置く。

- 現場では、個人用防護具と清掃に推奨される換気装置を使用しており、消毒剤を安全かつ正しく適用することが保証されている。洗浄剤や消毒剤は子供の手の届かない所に保管する。
- 現場は、集団発生または大規模な曝露が発生した際に、地域の公衆衛生局と協議して、保育管理者が特定のコミュニティ内のリスクレベルに基づいて施設の閉鎖が正当化されるかどうか、及びその場合の期間を検討する必要があることを認識している。
  - プログラムが閉鎖された場合、スタッフ、生徒、及びその家族は、集会を持つための代替手段を計画しない。

#### 共有の制限

- 各児童の持ち物は、個別にラベルが付けられた保管容器、整理棚、または場所にそれぞれ分けて保管する。所持品は毎日家に持ち帰り、洗浄や消毒を行う。
- 頻繁に触れる教材（画材、用具など）の共有を最小限に抑えるために、実行可能な範囲で教室用品の十分な在庫を手元に保管している。備品に限りがある場合、一度に1つのグループの子供が教材を使用し、別の子供が使用する前に洗浄及び消毒する。
- 電子機器、衣類、おもちゃ、本、その他のゲームや学習補助用具の共有は避け、実行可能な限り推奨されない。

#### D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 機密性を維持しつつ、スタッフと家族が症状を自己報告し、曝露や閉鎖の迅速な通知を受け取ることができる通信システムが確立されている。
- 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- 標識を施設内全体に掲示して、指導者と児童に、物理的距離の確保と布製フェイスカバー着用の必要性を促す。
- 来訪者に、呼吸器症状がある場合は自宅待機するよう通告する標識を掲示している。
- 施設のオンライン情報発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、物理的距離、フェイスカバー着用の必要性、その他の問題に関する明確な情報を提供している。

#### E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- 子供にとって重要なサービスが優先されている。
- 移動が制限されている、及び/または公共の場でリスクが高い子供たちにサービスを保証するための措置が講じられています。

企業は 上記に含まれていない追加対策について別紙に記載し本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は以下の者までご連絡ください。

会社の担当者名:

電話番号:

最終更新日: